

別 表(第2条関係)

補 助 事 業 名	介護業務における生産性向上支援(業務改善支援)事業
補 助 事 業 の 目 的	介護保険施設・事業所に対して、職場環境の改善等に関する知識・経験を有する第三者に当該業務を委託するための費用を補助することにより、課題抽出作業から改善方針の検討、改善活動の評価といった一連の業務改善の取組を推進し、介護サービスの生産性の向上を図る。
補 助 事 業 の 対 象 と なる 者	介護保険法による指定又は許可を受け、介護サービス事業所を運営する事業者(介護療養型医療施設、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。)
補 助 事 業 の 対 象 と なる 経 費	職場環境の改善等に係る知識、経験を有する第三者から業務改善の取組の支援を受けるための費用(コンサルティング経費)
補 助 率	1/2 (補助上限額300,000円)
補 助 金 の 額	予算の範囲内で、次の(1)及び(2)により算出した額を交付額とする。 (1) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に1/2を乗じて算出した額(千円未満切り捨て) (2) 上記(1)と補助上限額(300,000円)とを比較して少ない方の額
適用除外する条項	
その 他 の 事 項	本事業を実施する施設は、職場環境の改善等に関する知識・経験を有する第三者の支援を受けながら、事前評価(課題抽出)を踏まえた「業務改善計画」及び事業実施後の「事後評価書」を作成の上、提出すること(別途通知)。

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 1 介護業務における生産性向上支援(業務改善支援)事業所要額調書(別紙1-1) 2 介護業務における生産性向上支援(業務改善支援)実施計画書(別紙1-2)
	(指定期日) 別に通知する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 事業区分毎に配分された経費相互間の20%以内の変更。
	(軽微な事業内容の変更)
	(添付書類) 別に通知する書類
第 9 条 第 1 項	(指定期日) 別に通知する日
	(報告事項等)
第 1 1 条	(添付書類) 1 介護業務における生産性向上支援(業務改善支援)事業精算額調書(別紙2-1) 2 介護業務における生産性向上支援(業務改善支援)実績報告書(別紙2-2)
	(指定期日) 事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は翌年度4月10日のいずれか早い日。
第 19 条 第 1 項	(処分制限期間)